

国家戦略特別区域法第8条第3項及び第4項に基づく公表及び申出について

平成 29 年 2 月 10 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、福岡市・北九州市国家戦略特別区域に係る区域計画（同条第 1 項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）に定めようとする特定事業の実施主体を公表するとともに、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

記

I. 区域計画に定めようとする特定事業の実施主体

1. 都市再生・まちづくり分野

(1) 空港アクセスバス事業に係る道路運送法施行規則の特例（国家戦略特別区域空港アクセスバス事業）

- ・株式会社ロイヤルバス

II. 法第 8 条第 4 項の規定に基づく申出（以下単に「申出」という。）の手続

1. 申出をすることができる事業者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・福岡市・北九州市国家戦略特別区域内において、上記の I. に掲げる特定事業を実施しようとする者であって、当該特定事業の熟度が高く、区域計画認定後速やかに事業を開始できる者であること。
- ・当該特定事業が、福岡市・北九州市国家戦略特別区域について定められた区域方針（法第 6 条第 1 項に規定する区域方針をいう。）に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものであること。
- ・当該特定事業が、特定事業ごとに法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

2. 申出方法

(1) 提出書類

申出にあたっては、国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年内閣府令第 20 号）第 6 条の規定に基づき、次に掲げる書類を各 1 部提出してください。

(i) 別記様式

(ii) 定款（法人である場合に限る。）及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
その他、必要に応じて参考資料を添付いただいても結構です。

(2) 提出期限

平成 29 年 2 月 16 日（木）17 時までには必着とします。

(3) 提出先

内閣府 地方創生推進事務局内 福岡市・北九州市区域会議担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-1-39 永田町合同庁舎 6 階

(4) 提出方法

郵送又は持参にて、提出書類を上記の（3）提出先へご提出ください。なお、郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「福岡市・北九州市申出書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

「別記様式」は、A4 サイズとし、片面印刷として下さい。

（両面印刷は避けてください。）

(5) その他留意事項

- ・ 提出いただいた書類については返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・ 提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。
- ・ 内容の詳細等を確認することがありますので、「別記様式」には連絡先等を必ず記載してください。

3. 特定事業の実施主体としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該申出に応じるものとし、区域計画において当該特定事業の実施主体として加えることとします。結果は、決定次第速やかに申出者に通知します。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業の実施主体として加えるか審査します。
そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、

場合により、要件への適合性等を審査するため追加の資料を求めることがありますので、予めご了承ください。

【連絡先】 ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

内閣府 地方創生推進事務局内 福岡市・北九州市区域会議担当

(電話) 03-5510-2462 (メールアドレス) i.kokkatoc@cao.go.jp

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例 〔国土交通省関係共同省令関係〕	別添

《凡例》

国土交通省関係共同省令：国土交通省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

※ 各特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、一般に、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮し、実施主体への追加を行います。

(別添)

運賃及び運行計画に関する道路運送法施行規則の特例

(国家戦略特別区域空港アクセスバス事業)〔国土交通省関係共同省令関係〕

【要件】

- ①道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行を行う路線長さ50km未満の一般乗合旅客自動車運送事業であること。
- ②国家戦略特別区域内に存する空港法第2条に規定する空港を起点又は終点とし、停車する停留所を限定して運行する路線(空港を起点とする場合、当該空港での乗車に限定し、空港を終点とする場合は、当該空港での降車に限定するもの。)であること。
- ③運行事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けており、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が適正に実施されるよう、必要な措置を講じ、公正な競争の確保を図るよう努めるものであること。(注)

(注)

1. 「空港アクセスバス事業が適正に実施される」について

空港アクセスバス事業の適正な実施とは、空港への輸送需要の増大に的確に対応し、空港利用者の利便の増進を図ることをいう。

例えば、新規路線の運行、運行本数の増加、提供座席数の拡大、運行時間帯の拡大、閑散時間帯の割引運賃(オフピーク運賃)の設定などがこれに該当する。

なお、割増運賃の設定は、早朝・深夜時間帯(原則23時以降5時まで)における増便など、利用者利便の増進の観点からやむを得ないものに限ることとする。

2. 「必要な措置を講じ、公正な競争の確保を図るよう努める」について

事業の実施に当たって、新規参入する事業者に対する停留所の設置・利用のための調整を行うなど、公正な競争環境の確保に努めなければならないことをいう。

(参考：平成28年7月15日内閣府地方創生推進事務局・国土交通省自動車局旅客課発事務連絡)

事業の適正な実施(利用者利便の増進等)や円滑な停留所の設置・利用に関する調整を確保するため、区域会議の下に、関係者(学識経験者を含む)により構成する「〇〇県空港アクセスバス分科会」を設置し、公正・透明な運営を図る。